

ふたば西保育園園庭立木伐採業務委託 仕様書

本業務は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）および本仕様書により実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、保育園敷地の安全確保及び景観保護を目的とし、立木3本の伐採を実施するものである。

2 業務内容

番号：6保委第14号

業務名：ふたば西保育園園庭立木伐採業務委託

履行期限：令和7年3月31日まで

履行場所：魚沼市 山口 地内（ふたば西保育園 魚沼市山口20番地1）

3 作業内容・留意事項

- (1) 伐採する樹木は別紙平面図記載の3本とする。
- (2) 作業従事者は、委託業務の作業内容を十分に行いうるもので、かつ十分な経験を有すること。
- (3) 樹木は可能な限り地際から伐採すること。
- (4) 伐採時は、伐倒方向の安全確認を徹底し、工作物等の損傷がないよう留意すること。
- (5) 集積作業は伐採木の幹、枝葉の全てを対象とするが、雪上作業を想定しているため、埋雪し、集積困難となった枝葉はその対象としない。
- (6) 処分費は樹高、腰高直径に基づく概算数量のため、実績数量に応じて変更する。
- (7) 園児、施設職員、その他第三者の安全確保に努め、作業現場に進入することが無いよう表示板、バリケードを設置する等十分な措置をとること。
- (8) 作業員への安全管理のための指導、装備を徹底し、作業機械及び車両の使用にあたっては、始業時点検を十分に行うとともに、作業計画を作成し、事故発生防止に努めること。
- (9) 受注者の過失により発注者及び第三者に対し、損害を与えた場合、受注者の責任により賠償すること。

4 木くず（幹）の取扱について

木くず（幹）の処分は下記により積算している。

搬出先：有限会社グリーンチップ（魚沼市十日町2194-1）

運搬距離：11.5km（運搬経路図参照）

木くず（幹）が有価物になる場合は下記のとおり取り扱うこと。なお、有価物にならない場合（処分費が発生する場合）は、産業廃棄物として適切に処分すること。

記

- (1) 有価物は引取業者へ持ち込み、引取業者との間で有価物売払金清算を完了すること。
- (2) 引取業者から計量伝票と仕入伝票を受け取り、有価物処理がすべて完了した後、発注者へまとめて提出すること。
- (3) 有価物売払金の納入方法は、発注者が発行する納入通知書により受注者が納入すること。
- (4) 売払金、処分費のいずれも発生しなかった場合は、計量伝票のみを提出すること。

以上

5 提出書類

- (1) 着手届 (2) 作業完了報告 (3) 作業写真 (作業前、作業中、完成時)
- (4) 作業記録 (打合せ簿、作業日誌、協議書等)

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。